

飢肥杉材利用促進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内産材の飢肥杉の利用促進により、飢肥杉の需要拡大、市内建築関係事業者への飢肥杉活用の普及促進及び定住促進を図るため、市民又は本市への移住者及び本市に所在地を置く法人が、市内産材の飢肥杉で、住宅を新築、増築又は改築、空き家を利用した増改築（以下「新築等」という。）を行った場合に補助金を交付するために必要な事項を定めるものとし、その交付については、日南市補助金等交付規則（平成21年日南市規則第51号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 本市の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条の規定に基づく台帳をいう。以下同じ。）に記載され、かつ、生活の本拠が当該住民基本台帳に記載された住所であることをいう。
- (2) 移住 本市に居住を移し、住民基本台帳法に基づき住民登録することをいう。
- (3) 移住者等 本事業の要望前に本市以外の市区町村の住民基本台帳に1年以上の期間記載され、かつ、本市以外の市区町村に生活の本拠があるもので、令和5年4月1日以降に永住を前提として本市に移住をした者、又は移住を希望する者をいう。
- (4) 空き家 日南市空き家・空き地情報バンクに登録されている物件をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、第4条の要件を満たし、かつ、補助対象事業を含む住宅建築（工事）請負契約の契約者及び市税の滞納がない者とする。

2 補助の申請は、補助対象者1人につき1回限りとする。

(補助対象事業及び要件)

第4条 補助対象となる事業は、建物の新築、増築、改築工事のうち、主要構造材、内装材又は外装材として市内で生産された飢肥杉（以下「飢肥杉材」という。）を使用する部分の建築工事とする。

2 補助対象建物の用途は主に居住を目的とする建物（以下「住宅等」という。）又は事業所とし、次の各号の全ての要件に該当するものとする。

- (1) 飢肥杉材の使用量が、主要構造材として5㎡以上、又は内装材若しくは外装材とし

て使用面積 10 m²以上であること。ただし、事業所の新築の場合は、建築床面積 300 m²以上で、かつ、主要構造材として 50 m³以上使用していること。

(2) 新築等の建築工事を委託する場合は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条に規定する建設業許可を受けた市内に主たる事業所を有する建築業者により行われること。ただし、建築業法第 3 条第 1 項ただし書に規定する建築業許可が不要な軽微な建設工事に該当する場合はこの限りでない。

(3) 新築等に使用される土地が、市内に存するものであり、補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「補助金申請者」という。）の単独名義で不動産登記されていること。ただし、補助金申請者以外の名義又は共有名義で不動産登記されている土地について、土地売買契約等により補助金申請者の所有となることが明らかである場合、又は補助対象住宅の建築用地としての使用承諾を得た場合については、この限りではない。

(4) 増築又は改築される建物が、補助金申請者の単独名義で不動産登記されていること。ただし、補助金申請者以外の名義又は共有名義で不動産登記されている建物について、建物売買契約等により補助金申請者の所有となることが明らかである場合、又は共有名義で不動産登記されている建物について、共有名義人から増築又は改築の承諾を得た場合については、この限りではない。

（補助金の額）

第 5 条 補助金の額は、住宅の新築等に使用した飢肥杉材の材積又は面積（小数点第 5 位以下四捨五入）に次の各号に掲げる単価を乗じて得た額の合計額とする。ただし、算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(1) 主要構造材として飢肥杉材を使用した場合は、当該主要構造材 1 m³当たり 2 万円を乗じて得た額

(2) 内装材又は外装材として飢肥杉材を使用した場合は、当該内装材又は外装材 1 m²当たり 4 千円を乗じて得た額

2 前項により算出した補助額の上限は、次のとおりとする。

(1) 住宅等の新築 40 万円

(2) 住宅等の増築又は改築等 20 万円

(3) 空き家の増築又は改築 30 万円

3 申請者が移住者等の場合は、第 1 項及び第 2 項の規定により算出した補助金の額に 10 万円を加算する。

4 前条第 2 項第 1 号ただし書の規定による場合の補助額は、100 万円とする。

（申請方法）

第 6 条 補助を希望する者（以下「補助希望者」という。）は、補助対象事業に着手する 14

日前までに、飫肥杉材利用促進事業実施要望書（別記様式第 1 号）を市に提出するものとする。

2 前項の飫肥杉材利用促進事業実施要望書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記様式第 2 号）
- (2) 事業場所の位置図
- (3) 事業に係る図面（床面積求積図、各階平面図、立面図等）
- (4) 主要構造材使用量計算書（別記様式第 3 - 1 号）又は、内装材又は外装材使用量計算書（別記様式第 3 - 2 号）又はその両方
- (5) 事業場所の現況写真
- (6) 事業場所の土地の登記事項証明書
- (7) 第 4 条第 2 項第 3 号ただし書の規定に該当する場合は、土地売買契約書等の写し又は土地使用承諾書（別記様式第 4 号）
- (8) 増築又は改築の場合は、建物の登記事項証明書
- (9) 第 4 条第 2 項第 4 号ただし書の規定に該当する場合は、建物売買契約書等の写し又は増築（改築）承諾書（別記様式第 5 号）
- (10) 住宅建築（工事）請負契約書の写し
- (11) 削除
- (12) 市税納付状況確認同意書（別記様式第 19 号）
- (13) 申請者が法人の場合は、法人の登記事項証明書
- (14) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、同条第 1 項の要望書を受理した場合、その内容を審査し、その結果を飫肥杉材利用促進事業要望受付通知書（別記様式第 6 号。以下「受付通知書」という。）により、補助希望者に通知するものとする。

4 補助希望者は、受付通知書の交付を受けた後でなければ補助対象事業に着手してはならない。

（補助事業の変更）

第 7 条 補助希望者は、補助事業の内容を変更する場合、補助事業に着手する前に、飫肥杉材利用促進事業変更要望書（別記様式第 7 号）に前条第 2 項各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、変更が生じない書類については、提出を要しないものとする。

2 市長は、前項の規定による要望を承認したときは、その旨を飫肥杉材利用促進事業変更要望受付通知書（別記様式第 8 号）により補助希望者に通知するものとする。

- 3 補助事業の内容を変更した補助金申請者は、変更受付通知書の交付を受けた後でなければ補助事業に着手してはならない。

(補助事業の廃止)

第8条 補助希望者は、補助事業を廃止しようとするときは、飢肥杉材利用促進事業廃止届出書（別記様式第9号）を提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 第6条第3項の通知により受付通知を受けた者（以下「事業実施者」という。）は、補助事業完了の日から起算して14日以内に飢肥杉材利用促進事業補助金交付申請書兼実績報告書（別記様式第10号）を市に提出しなければならない。

- 2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業実績書（別記様式第11号）
- (2) 事業場所の写真（補助事業の施工中、各主要構造材及び内装材又は外装材の設置状況、住宅の全景が確認できるもの。）
- (3) 図面（出来形図、出来高図等の主要構造材及び内装材又は外装材の設置状況が確認できる図面）
- (4) 主要構造材使用量計算書。ただし、補助事業が内装部分のみの場合は不要
- (5) 内装材又は外装材使用量計算書。ただし、補助事業が主要構造材部分のみの場合は不要
- (6) 補助事業において使用した木材の全てが、飢肥杉材であることを証明する書類
- (7) その他市長が必要と認める書類

- 3 市長は、前項の規定による申請及び実績報告を受けたときは、内容を精査し、飢肥杉材利用促進事業補助金交付決定通知書兼確定通知書（別記様式第12号。以下「確定通知書」という。）により事業実施者に通知する。

- 4 市長は、必要があると認める場合には、当日に実施状況の確認を行うものとする。

(補助金の請求)

第10条 補助金の請求は、交付決定通知書兼確定通知書を受けた後速やかに、飢肥杉材利用促進事業補助金交付請求書（別記様式第13号）により行うものとする。

(補助金の交付)

第11条 市長は、前条の請求書を受けたときは、30日以内に補助金を交付するものとする。

(補助住宅事業の処分の制限)

第12条 補助金の交付を受けた者は、補助事業を含む建築工事により新築等された住宅(以下「補助事業住宅」という。)について、次項に規定する期間内に転用、譲渡、担保の設定(ただし、新築等に伴う住宅ローンの借入に必要な場合を除く。)、貸付又は取壊し(以下「処分」という。)をしてはならない。ただし、同条第3項の規定による承認を受けた場合は、この限りではない。

2 補助事業住宅の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)第1条第1項及び第3項に規定する耐用年数又はそれに準ずると

認められる年数とする。

3 補助金の交付を受けた者は、前項の規定により定められた期間内に補助事業住宅を処分しようとするときは、あらかじめ補助事業住宅処分承認申請書(別記様式第14号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

4 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、その旨を補助事業住宅処分承認通知書(別記様式第15号)により補助金の交付を受けた者に通知するものとする。

5 補助金の交付を受けた者は、自然災害又は火災等が発生し、補助事業住宅の全部又は一部が倒壊、焼失等したことにより緊急に安全確保を行う必要が生じた場合には、同条第3項に規定する承認を受けることなく、補助事業住宅の全部又は一部の除却(取壊し)を行うことができる。この場合、補助金の交付を受けた者は、補助事業住宅除却(取壊し)届出書(別記様式第16号)を速やかに市長に提出しなければならない。

(状況確認)

第13条 市長は、事前に通告を行ったうえで、補助金の交付を受けた者の立会いの下、補助事業住宅に立ち入り、維持管理の状況を確認することができる。

2 補助金の交付を受けた者は、前項の規定による状況確認に協力しなければならない。

3 補助金の交付を受けた者は、市長が必要と認めるときは、補助事業住宅建設状況報告書(別記様式第17号)に次に掲げる書類を添えて速やかに市長に提出しなければならない。

(1) 事業場所の位置図

(2) 状況写真

(3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定の取消)

第14条 市長は、補助金の交付を受けた者又は補助事業住宅が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付を受けた者に飢肥杉材利用促進事業補助金交付決定取消通知書(別記様式第18号)により通知をした上で、交付決定の全部又は一部を取

り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助対象住宅の要件に反する行為又は事実があったとき。
- (3) 補助事業住宅を故意に破壊する等の行為があったとき。
- (4) 第 12 条第 3 項に規定する承認を受けることなく、補助事業住宅を処分したとき。
- (5) 前条第 1 項に規定する状況確認又は第 3 項に規定する補助事業住宅建設状況報告書の提出を、正当な理由なく拒んだとき。

(補助金の返還)

第 15 条 市長は、補助金の交付を受けた者が、第 12 条第 3 項に規定する承認を受けて補助事業住宅を処分したことにより収入があったときは、交付を受けた補助金の額の範囲内において、その収入の全部又は一部に相当する金額を返還させることができる。

2 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、補助金の交付を受けた者に対し、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第 16 条 この要綱の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 7 月 24 日から施行する。

この要綱は、令和 5 年 11 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

この要綱は、公表の日から施行し、改正後の飲肥杉材利用促進事業補助金交付要綱の規定は令和 8 年 4 月 1 日から適用する。